

令和5年度



よくわかる 三本柳小学校

学校教育目標 <智 仁 勇>

令和5年度スローガン

踏み出そう 明日を拓く 新たな一歩

欠席・遅刻・早退

保護者の連絡が必要です

※欠席・遅刻の連絡はWEBアンケート [Forms] をお願いします。

※連絡がない場合、安全確認のため、電話、家庭訪問、勤務先へ連絡をすることがあります。

※遅刻・早退は、原則、保護者の送迎をお願いします。

登校・下校・帰宅時刻

登校 8:00 までに学校着
朝は登校班で登校

下校 5校時→15:00
6校時→15:50

帰宅時刻

4月～8月	18:00
9月	17:30
10月	17:00
11月～1月	16:30
2月	17:00
3月	17:30

校外での約束

※登下校時、寄り道しない
※他人の家の敷地内へ勝手に入らない

※児童だけでショッピングセンター・映画館などに行かない

※自転車の校庭乗り入れ禁止
(学校敷地内インターロッキングは、児童活動時間帯は自転車を引き連れて歩行)

※詳しくは、学校要覧「生活のきまり」をご覧ください。

机・ものかけにかけておくもの

■給食袋
(エプロン・マスク・ぼうし)
■歯磨きセット
(歯ブラシ・コップ)

※週末に持ち帰り、洗濯をして、週初めに持ってきます。

その他

- 赤白帽子
- ぞうきん1枚
(せんたくばさみでイスにつけることもあります)

服装・持ち物

毎日

- ランドセル・かばん
(両手が自由になるもの)
- 上履き
- ハンカチ・ティッシュ
- 連絡帳
- 筆箱
- 体育の時はジャージ

必要に

- かさ・カップ
- 手ぶくろ・帽子

水泳

水泳カード(保護者の確認印)、水泳帽がないとプールに入れません。

その他のお知らせ

○転校・転居の場合は

- ・転校が分かった時点で連絡
- ・学区外通学希望の場合は、市教育委員会へ相談
- ・学区内の転居も学校へ連絡
(登校班・町別子ども会等の児童の活動に影響しますのでお知らせください。)

○けがをして病院に行ったら

- ・登校から下校までのけがは「日本スポーツ振興センター」の対象(窓口払い1500円以上)

机の上に出すもの

学習に集中できるよう、柄や絵の少ないシンプルなもの

鉛筆	1・2年	2B B
	3年以上	HB B
赤鉛筆	赤	
消しゴム	白・四角いもの	
ネームペン	2年～	

筆箱には 上記の他に削った鉛筆4～5本。
※筆箱には、キーホルダーなどをつけないこと。
シャーペンは禁止。

学校においておく学習用具

全学年共通

- はさみ
- クーピー(色鉛筆可)
- 探検バック
- なわとび
- 給食袋
- ぞうきん

	クレ ヨン	算数 セット	三角 定規	コン パス	分度 器
1年	○	○			
2年	○	○			
3年			○	○	
4・6年			○	○	○

※その他については、おたよりでお知らせします。

朝の時間

8:30～8:40

朝の会(健康観察等)

8:40～8:55

月 読書
火 ドリル学習
水 集会活動
(全校集会・全校体育・全校音楽等)
木 ドリル学習
金 児童会活動
(児童集会・児童会連絡など)

緊急連絡は学級連絡網・メールでお知らせします

配
信
例

- ・不審者情報
- ・臨時休校
- ・学級閉鎖
- ・災害 等

※学級閉鎖等は、決定後、すぐにメール、プリント等でお知らせします。

※学校連絡メールに未加入の方やメールが届かない場合は、担任までお問い合わせください。

マナーを守って 大人が子どもの見本に

参観時の携帯電話等はご配慮を

※校内での携帯電話の使用は教室から離れた場所をお願いします。

※廊下での会話の声が授業の妨げにならないようご協力頂いています。

参観時の迷惑駐車防止にご協力を

※西友三本柳店等近隣施設への違法駐車・迷惑駐車防止について引き続きご協力願います。

学習応援ボランティア

※ご協力を力を頂いています。窓口は教頭です。

<ボランティア5つのお願い>

- 1 明るくあいさつ
- 2 子どもたちをほめる
- 3 自信を持って大きな声で話す
- 4 一番大切なのは信頼関係。学校や先生の批判、児童の悪口等を言わない
- <気づいたこと、困ったことは大事な情報です。職員に直接伝えてください。>

5 法律で禁じられていることはしない
<子どもの情報・秘密は厳守>

祖父母の会

○ご自分でできる範囲で、次の活動内容をしています。随時入会を受け付けています。

- ・児童の登下校時間帯に、自分の都合に合わせ、玄関先や、散歩等をしながら見守り。
- ・学校の祖父母菜園で野菜を育て、児童と一緒に収穫。
- ・参観日の学級懇談会中、児童を図書館であずかり。等

スクールカウンセラー(SC)

※お子さんの成長についての悩み事をスクールカウンセラー(SC)と相談できます。(月1回程度来校)
※希望される方は、学校(担任またはSC担当)まで。原則先着順で受け付けます。

児童センター・子どもプラザ

◆児童センター 284-5354
◆子どもプラザ 284-4963
※手続きや不明な点についてはセンター・プラザへ直接お問い合わせください。

いじめ防止対策推進法に 則い、いじめの対応をします

- 学校いじめ対策基本方針を定めています。(学校HPに掲載)
- 「どんないいクラス、いい子どもたちでも、いじめは起きる」「子ども同士のトラブルは人間関係づくりを学ぶ機会ととらえ、解決のプロセスを大切にすることで、深刻ないじめを生まないようにする」ことを大事にしています。
- 心配なことがありましたら、学校へご相談ください。